

各種大会等生徒派遣規程

第1条 生徒が大会・講習会及び強化合宿等に参加する場合は、所定の様式により保護者の承諾書を添えて校長の許可を受けなければならない。大会等の結果については、所定の様式により終了後3日以内に校長に報告をしなければならない。

第2条 次の各項に該当する生徒は、参加を認めない。

- (1) 謹慎中の者
- (2) 学業成績の著しく劣る者
- (3) その他本校代表者としてふさわしくない者

第3条 置賜地区で開催される大会は、主催・規模の如何に関わらず、旅費は支給しない。

第4条 県高体連・県高野連・県高文連・吹奏楽連盟・県高生連・県教委主催に関わる大会に次の何れかの条件を満たして参加を認められた者に対しては、旅費を補助する。

- (1) 地区大会予選を通過した者
- (2) 地区予選会が実施されない場合は、校長・部活動指導代表・生徒会指導代表・当該部顧問・体育文化活動後援会事務局代表（以下、関係者という）の協議により認められた者
- (3) 主催が条文に該当しない場合でも、部単独でかつ東北大会以上につながるものについて、関係者の協議を得て参加を認められた者。
- (4) 生徒の派遣については、参加出場願を提出しなければならない。

第5条 生徒が大会に参加する場合の補助は、下記(1)の大会について(2)・(3)に従い支給する。

- (1) 対象とする大会
県高校総体、県高文連大会、県高校駅伝大会、甲子園山形県大会
- (2) 宿泊する場合は、別に定める基準により宿泊費を支給する。交通費その他については支給しない。
- (3) 宿泊しない場合は、別に定める基準により交通費を支給する。その他は支給しない。

第6条 特別の事態の生じた場合は、関係者の協議により決定する。

第7条 応援団の派遣については、別に定める。

第8条 この規程は、令和7年4月1日より適用する。